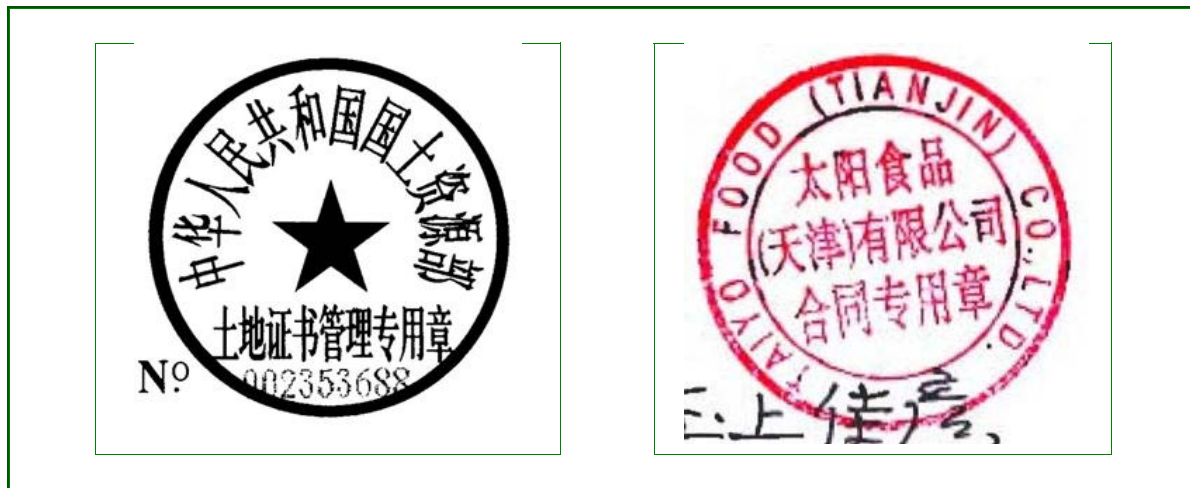


印章の話（その1）

2015 09-20 記 玉上 佳彦

はんこの文化が残っているのは日本だけ？

私が約12年前に、中国の会社に赴任することになった時に、意外に思った話を紹介させていただきます。中国の現地法人の代表として赴任するのだから、はんこが必要だろうと考えて、日本で使っている印鑑とは別に、新規に銀行用の印鑑と、やや格好をつけて大きめの代表者用の印鑑を作って朱肉とともに持参しました。しかしながら、それらの印鑑を使うことは全くありませんでした。なぜかわかりますか？ 実は、今の中国では個人の印鑑は全く使わないのです。信じられないでしょうが印鑑不要、サインだけで通用する社会だったのです。

会社の公的書類なども、はんこを使わず、全て自筆のサインだけでした。私的な場合でも、例えば個人の銀行口座をつくる場合、日本のように、印鑑を用意する必要はありません。必要なのは、身分証（パスポート）と自筆のサインだけです。銀行の窓口での入出金もATM同様に、暗証番号とサインだけでした。

日本在住の外国人が、日本で銀行口座を開設する際に、印鑑がないと受け付けてもらえないということで、困ったという話を聞かれた方もあると思いますが、日本では、役所関係や金融機関などでの手続きには、未だにはんこが必要なのです。

私は、日本のはんこの文化は、中国から渡ってきた文化だと思っていたので、当然中国には日本以上に、はんこの文化が残っているものと思っていましたが、全くのカルチャーショックでした。もちろん、現在でも中国では、書画の落款や、篆刻などの芸術的な世界での印章は残っています。

しかし、一般の生活場面でもビジネスの世界でも、日本のようなはんこは全く使いません。日本では、会社や役所の公印として、角印や代表者印が使われており、公的書類や契約書などには、絶対に必要なのですが、中国では全く異なっていました。

添付した画像（写真下左）は、私が赴任していた会社の社印で、傍に玉上というサインがありますが、これは楕円形のゴム印を、赤のスタンプパッドを使って押し、私が汚い字でサインをしたものです。画像（写真上右）は、会社の契約書専用に押印する丸型のゴム印で、同じく赤のスタンプパッドを使います。

ちなみに、中国の公的書類の印章は、実際の例として画像（写真上左）のような印刷済の印かゴム印が使われます。これは会社が国有地（中国の土地はすべて国のものです）を借用する場合の土地使用権証書に使われた公の印章です。公章には、それぞれの代表者が自筆でサインをします。信じられない方が多いかと思いますが、これでは、簡単に偽造できるのではと考えられるでしょう。私もそう思いましたが、別に大きな問題は出ていないようでした。



個人印が使われないのは、日本と比べて、圧倒的に姓の数が少ない中国（日本の姓の数は約27万、中国の姓の数は3千5百といわれています）においては、同姓が多いために個人の印鑑を持つ意味はないのかもしれませんが。

私は、韓国企業との付き合いもあり、会社間の契約書印は、真上右の写真のような日本と同様の印鑑を使っていましたが、署名者はサイン（韓国の姓の数は約250と極めて少ないです）だけでした。その他の欧米諸国の印章に関しては、注意して調べたことはありませんが、おそらくサインだけの世界だと推測しています。

日本は、未だに、はんこの文化を残している不思議な国だと思います。役所は、三文判でいいからはんこを押しなさいと義務付けますが、100円ショップで売っているはんこでも押印していればOKというのは、理解に苦しみます。次回は、なぜ日本には、はんこの文化が未だに残っているのか、他国となぜ違うのかなどを、私なりに検証して「印章の話（その2）」としてまとめてみたいと思います。もし、これを読まれた方々で、関連の知見をお持ちでしたら、是非ご教示いただきたいと思います。

サークルアジア研究会、食を通して所沢を知る会

印章の話（その1）

玉上 佳彦